

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年 5月22日

亶理町監査委員 齋 藤 功
亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成26年5月15日（木）から16日（金）までの2日間

2 監査の対象

平成25年度における財政援助団体（町が財政援助を与えた団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

(1) 亶理山元商工会 4件

商工会運営費補助金
地場産業振興対策事業補助金
中心商店街活性化事業補助金
中小企業振興資金利子補給金

(2) 公益社団法人亶理町シルバー人材センター 1件

亶理町シルバー人材センター運営費補助金

(3) 逢隈保育園 2件

私立保育園運営事業補助金
保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金

(4) 逢隈児童館 1件

逢隈児童館指定管理委託料

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金について、亶理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金の経理については、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。

亘理山元商工会

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理山元商工会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 商工会運営費補助金	6,500,000円
(2) 地場産業振興対策事業補助金	1,500,000円
(3) 中心商店街活性化事業補助金	800,000円
(4) 中小企業振興資金利子補給金	7,000,000円

2 監査の実施日

平成26年5月15日(木) 午前9:38から午前11:10まで

3 実施した監査手続

亘理山元商工会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同商工会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 地域の総合経営団体として、町内中小商工業の総合的な経営改善を図るとともに、健全なる商工業の発展並びに地域社会の福祉の増進に寄与する。
- (2) 亘理町内の中小工業者等が独自に開発し製品化した商品を、本町の特産品として町内外に紹介するとともに、地場産業として発展定着すること等により本町経済の発展と地域活性化の推進を図る。
- (3) 大型店の進出や、後継者不足など内外の問題により活力が低下してきている商店街の多面的な魅力を創出するため、わたりまるごとフェアの開催に併せ「チャリティーカラオケ大会」を開催し、集客力の向上を図った。
- (4) 亘理町補助金等交付規則第3条の規定により、東日本大震災に係る利子補給金の交付を申請した。

2 亘理山元商工会に対する監査の結果

亘理山元商工会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

公益社団法人亘理町シルバー人材センター

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益社団法人 亘理町シルバー人材センターの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 亘理町シルバー人材センター

運営費補助金	11,400,000円
--------	-------------

2 監査の実施日

平成26年5月15日（木）午後 1：00から午後 2：50まで

3 実施した監査手続

公益社団法人亘理町シルバー人材センターの上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

(1) 多様化する就業ニーズに応えられるように創意工夫を図りながら一人一人の個性、能力を十分発揮できる体制を整えると共に、復興関連事業への支援等も行い、早期復興、再生へシルバーの知恵と技を発揮し、地域に根差した信頼されるシルバー人材センターを目標に事業展開している。

2 公益社団法人亘理町シルバー人材センターに対する監査の結果

公益社団法人亘理町シルバー人材センターの上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

逢隈保育園

第1 監査の概要

1 監査の対象

逢隈保育園の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園運営事業補助金 12,622,500円

(2) 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 2,035,000円

2 監査の実施日

平成26年5月16日(金) 午前9:30から午前10:50まで

3 実施した監査手続

逢隈保育園の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同保育園から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 施設の概要

町以外が運営する保育園のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育園が、延長保育、一時預かり、特定保育、休日保育、障害児保育、地域活動の様々な事業により、保護者ニーズに合わせた保育サービスを展開し保育園運営をおこない、児童福祉の増進を図っている。

2 逢隈保育園に対する監査の結果

逢隈保育園の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

逢隈児童館

第1 監査の概要

1 監査の対象

逢隈児童館の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 逢隈児童館指定管理委託料 37,461,000円

2 監査の実施日

平成26年5月16日(金) 午前10:55から午前11:54まで

3 実施した監査手続

逢隈児童館の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同児童館から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 施設の概要

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与え、幼児・児童に戸別の又は集団的に指導して児童の健康を増進し、又情操を豊かにするとともに子供会・母親クラブ等の地域組織活動の育成助長や児童の健全育成を図ることを目的として設けられた児童のための施設。

2 逢隈児童館に対する監査の結果

逢隈児童館の上記委託料に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。